

平成31年3月5日

日本医学会分科会 事務局御中

日本医学会

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成31年2月18日付にて、厚生労働省医政局研究開発振興課より、別添の通り、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」の周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は下記の通りです。

（造血幹細胞移植関係法令）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/ishoku/hourei.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/hourei.html)

（赤ちゃんを出産予定のお母さんへ（臍帯血関連情報））

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html)

なお、詳細は、担当の厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室造血幹細胞移植係（電話：03-3595-2256）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内線 4260）  
（担当：高橋）